

赤穂市立赤穂西小学校いじめ防止基本方針

(R7.4.1 改正)

【策定方針】

- いじめ防止対策推進法を踏まえ、兵庫県いじめ防止基本方針、赤穂市いじめ防止基本方針をもとに、本校がいじめに対峙する基本的な方向を明示
- 教育活動全体を通じた豊かな心の育成を踏まえ、本校のいじめ対応策を整理

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義と基本認識

「いじめ」とは一定の人間関係にある児童生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- ・人権侵害であり、人として決して許されない。
- ・大人には気づきにくい所で行われ、発見しにくい。
- ・多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ・その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けて、次の4点を基本的な方向として、教育活動全体を通じて取り組む。

- ・自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。（個の成長）
- ・児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。（豊かな人間関係）
- ・いじめ問題に組織的に取り組む。（組織的な取組）
- ・いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。（いじめの問題への理解）

Ⅲ いじめの防止等に関する学校の取組

いじめの防止等に関する基本的な考え方を教職員間で共通理解した上で、いじめを克服するために、以下のことに取り組んでいく。

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ防止対策委員会を設置し、組織的な取組を推進する。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関して児童・保護者・地域に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報があつたときの迅速な対応
- ・取組についてPDCAサイクルによる検証・改善

【いじめ防止対策委員会】 ※事案により柔軟に編成する

校長、教頭、教育計画、研究推進、生徒指導、特支コーディネーター、養教、SC、SSW、PTA 会長、地域代表、（市顧問弁護士）

2 いじめの未然防止

「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むことによって、自他を大切にする児童を育成し、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、いじめの未然防止を図る。

（１）教師力の充実

- ・「居場所」がある授業、「自尊感情が高まる」授業の創造
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・児童の気持ちの理解を基盤とした「発達指示的生徒指導」の実施

（２）学級や学年の仲間づくり

- ・課題を持つ児童を取り込んでいく仲間づくり
- ・安心して発言できる学級づくり

（３）児童力と主体性の向上

- ・児童の主体的な手だてによる、いじめを許さない学校文化づくり
- ・児童と教職員が協働して目標を実現

（４）児童や学級の状況の把握

- ・全教職員による児童の状況把握と情報交換

（５）校内研修の充実

- ・いじめ防止基本方針の共通理解の徹底及び、事例研究等による教職員の対応能力の向上

（６）教職員が児童と向き合う時間の確保

- ・場を共有することにより、児童との信頼関係を高める

（７）警察との連携の徹底

- ・日常的に情報共有や相談ができる連携体制を構築

3 早期発見

日頃から児童の観察や信頼関係の構築に努め、いじめの早期発見を図る。

(1) 教職員の対応能力の向上

- ・教職員の人権感覚の向上
- ・共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上

(2) 日常的な実態把握

- ・日常の児童観察
- ・定期的なアンケート調査による情報収集

(3) 相談しやすい環境づくり

- ・児童や保護者との信頼関係づくり
- ・関連機関との連携

4 早期対応

いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。

(1) いじめへの組織的対応

- ・いじめを受けた、またはいじめを知らせた児童の安全を確保
- ・当事者、周囲の児童から事情を聞き取り、正確に実態を把握
- ・指導方針、役割分担を明確にして、教職員が連携協力して児童や保護者に対応
- ・事案に応じて教育委員会、関係機関と連携

(2) いじめを受けている児童及び保護者への支援

- ・いじめを受けている児童を守る。心配や不安を取り除く。
- ・保護者と面談し、事実関係や指導方針を伝え、今後の対応を協議
- ・継続的に指導を行い、保護者に対して経過を報告

(3) いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言

- ・人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導
- ・いじめが非人道的行為であることや、いじめを受けている側の気持ちを認識させる
- ・保護者と早急に面談し、事実関係や相手の児童・保護者の心情を伝え、今後の取組について共有

(4) 周囲の児童への指導

- ・学級及び学年、学校全体の問題として、毅然とした指導
- ・いじめの「傍観者」から、いじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導

(5) 教育委員会・関係機関との連携

- ・速やかに教育委員会へ報告
- ・必要に応じて関係機関へ支援を依頼
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報

【事案の例】

- ・繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に悪口を書く。
- ・わいせつな画像を撮影して、自己のスマートフォンに送るよう指示する。

(6) いじめの解消の要件と配慮を要する児童への対応について

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続

- ・被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない
- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめへの対応は、本人のニーズや特性を踏まえる。
- ・帰国児童や外国人児童、外国とつながりのある児童、LGBT に関する児童、東日本大震災・原子力発電所の事故により避難している児童、コロナに感染後登校した児童など、個々の事情を踏まえる。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 情報モラル教育の充実

- ・情報モラルに関する教職員の指導力向上
- ・児童に対し、情報モラル教育の実施

(2) 専門機関との連携

- ・警察等、専門機関と連携した指導や対応

(3) 保護者への啓発

【重大事態】

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（1号事案）
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。また、一定期間連続して欠席している場合）（2号事案）

- ・保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

6 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

- ・学校いじめ基本方針にもとづく取組の啓発
- ・学校運営協議会で啓発

(2) 家庭や地域からの協力

- ・家庭や地域の気づきの共有
- ・地域全体での子どもの見守り運動

IV 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

学校とその設置者がしっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止を図るために調査する。

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。

(1) 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・委員は専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者が調査主体の場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

2 再調査及び結果を踏まえた措置

- ・再調査
- ・再調査の結果を踏まえた措置

V いじめ防止等の検証及び見直し

- この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、PDCAサイクルで取組を進め、必要な見直しを行う。